

## ● 8次計画（案）

### 【現状と課題】

- 1 宮城県の在宅医療の現状
  - (1) 各種統計データ
  - (2) 在宅医療を提供する関係機関
- 2 在宅医療機能の現況
  - (1) 退院支援
  - (2) 日常の療養支援
  - (3) 急変時の対応
  - (4) 看取り
  - (5) その他

### 【在宅医療機能の現況】

- ・積極的役割を担う医療機関、連携を担う拠点
- ・訪問診療の将来需要

### 【目指すべき方向性】

### 【施策の方向】

- 1 在宅医療についての普及啓発
- 2 関係機関の連携推進
- 3 在宅医療の提供体制の構築
- 4 人材育成

### 【数値目標】

- ① 訪問診療を実施している診療所・病院数
- ② 24時間体制を取っている訪問看護ステーション数・従事者数
- ③ 訪問診療を受けた患者数
- ④ 看取り数

国指針中の  
「在宅医療の現状」  
を参考に項目を整理

課題の記載を抽出

医療提供体制の  
「目指すべき方向」  
を参考に中間アウトカ  
ム項目を整理

国指針、県の状況に  
合わせて変更

## ● 7次計画（中間見直し）

### 【目指すべき方向性】

### 【現状と課題】

- 1 宮城県の在宅医療の現状
  - (1) 在宅医療のニーズの増加
  - (2) 地域医療構想
  - (3) 地域包括ケアシステム
- 2 医療提供体制の現状と課題
  - (1) 入院医療機関から在宅への退院の支援
  - (2) 日常の療養生活の支援
  - (3) 急変時対応における連携
  - (4) 看取りについて

### 【在宅医療機能の現況】

### 【訪問診療の将来需要】

### 【施策の方向】

- 1 在宅医療についての普及啓発
- 2 関係機関の連携推進
- 3 在宅医療の提供体制の構築
- 4 人材育成

### 【数値目標】

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数
- ・訪問看護ステーションの従業者数
- ・在宅療養後方支援病院・在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所（有床）数
- ・在宅死亡率

# 在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

資料4

## 概要

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- 在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

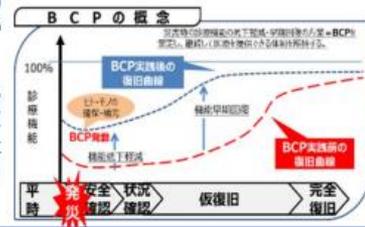
## 在宅医療の提供体制



- ◆ 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計等を提供する。都道府県は、国から提供を受けたデータを踏まえ、在宅介護の提供体制も勘案しながら在宅医療の体制整備を進める。
- ◆ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について、それぞれが担うべき機能や役割を整理する。
- ◆ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

## 急変時・看取り、災害時等における整備体制

- ◆ 在宅医療における急変時対応に関係する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明確化するとともに、地域の在宅医療の協議の場への参加を促す。
- ◆ 災害時においては、各関係機関での連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業等も活用しながら、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。



## 在宅医療における各職種の関わり

- ◆ 訪問看護について、退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備や、事業所間の連携、業務効率化等について取組を進める。
- ◆ 歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療機関との連携や医科歯科連携の体制構築を進めるとともに、歯科衛生士の機能・役割や訪問歯科診療への関わりについて明確化する。
- ◆ 多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図り、麻薬や無菌製剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進め、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築する。
- ◆ 在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持を図る観点からリハビリテーション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について明確化する。
- ◆ 在宅療養患者の状態に応じた栄養管理を充実させるために、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について明確化する。